

付添人日誌—雨上がりには虹を一

1 かわいい少年かしら？

その少年には、当番弁護士として初めて面会した。

成人の被疑者はさておいて、当番弁護士で少年が回ってくると、ささやかな楽しみとして、かわいい少年かなと期待に胸膨らませて、面会に行くのが常である。

自分の子供と同じくらいの年齢の少年に、ほとんど中年オヤジの心境である。

この少年の場合が、どうであったかは置くとして、事件の中身を確認したところ、前歴はあるものの、前回は審判不開始に留まっており、今回観護措置処分を受けるか否かは不明、即付添人に付く必要はないだろうと判断して、連絡を待つことにした。

4日後、弁護士会から、鑑別所に送られたとの連絡を受ける。

2 いまどきの軽い少年

鑑別所に面会に行き、さらに突っ込んで話を聞くと、少年は、今回のバイク窃盗の他に、5回のバイク窃盗、さらに遡ると、小学校高学年のころの数え切れないほどの万引き歴があることを素直に述べた。

悪びれた様子もなく、事実をありのままに話す少年からは、「もうしません。」の言葉をどう信じて良いのか、首を傾げた。これまで何度もしてきて、どうして、もうしないと云えるのかと問い掛けると、「もうしないと決めたから。」という返事、でも、人間は決めたことがなかなか守れないでしょう、これまで決めて守れなかったことはないのと問い直すと、「たくさんありました。」、じゃ、どうしてしないと云い切れるのと畳みかけると、「決めたから。」と堂々巡りの状態であった。「軽い。」、どうしよう。

これでは困ると、前回保護観察に付せられていなくても、少年院に行く可能性は大だと何度も説明した。

3 切迫感のない両親

鑑別所に送られた旨、自宅に電話して、母親と話したが、その電話のやり取りから伺われる母親は、鑑別所に送られるということがどれほど重大なことであるのかを認識していないことが明らかだった。

少年の自宅は、福岡のはずれにあり、両親が私の事務所に出向くのも大変であろうと、明日、刑事の被害弁償のために、自宅の近くまで行く予定があるので、お会いできませんかと申し入れたが、明日は父親が仕事でいないので、後日、事務所に伺いますとの返

事であった。

約2週間後、調査官からの調査の呼出日に合わせて、両親との面談をした。

両親共に、少年が小学校時代に万引きの常習者であったことも、数回のバイク窃盗を繰り返していたことも知らず、前回の処分のことも深く認識していなかった。両親自身は、いずれも前科などはなく普通の市民として生活を営んできているが、子供の躾はできていないのである。

母親は、これら窃盗について、今は、スーパーなどに物があふれているが、監視の目がないですからと、これまた、悪びれずに、淡々話すのだった。

盗み癖のある少年の親が、そんなことを言ってどうすると、ここでも説教。

4 危機感のなかった付添人と少年

しかし、こんな少年や両親であっても、今回は審判不開始、不処分だったのだから、今回は保護観察だろうという予測が、付添人の私にもあったのだ。

もちろん、両親には親の監護能力が問われている、少年には本当に反省しているかどうか大事、少年院に行く可能性もあると繰り返し説明してはいたが、少年事件の相場では、今回はほぼ保護観察だと考えていたのが甘かった。

審判まで、土日を挟んで4日前の金曜日夕方、調査官の報告書がまだ出来上がっておらず、調査官との面談をしたところ、なんと「短期少年院相当」の意見であった。

調査官曰く、「危機感がないんですね。」、何度もこの「危機感がない。」という言葉をちりばめて、保護観察相当が書けないと力説された。但し、今回は不処分で保護観察を受けていないので、裁判官の判断で保護観察となる可能性もあるとは思いますが、この件では、裁判官には、少年に危機感を持たせるような審判の進め方をして下さいと強く言っていますとのお話。

私は、その調査官の意見に、いや少年は反省しています、両親も十分な監督能力を有していますとは反論できず、思わず、本音で「そうなんですよ、危機感がないんですよ、どうしたらいいんでしょう。」と相づちを打つ始末であった。

そうだ、危機感がなかったのは、少年だけでなく、私も同じだった。

気を取り直して、もう一度チャンスを下さい、雇主から嘆願書も出ていますので、月曜日には、少年に面会して良く言って聞かせますからとお願いして、退席。

5 逆転(?) 保護観察処分

審判前日の午前中、少年に面会して、このままでは少年院送致だと脅し、自分が反省していることを言葉と態度で表現しないと裁判官は調査官の意見に従う、審判の貴方の態度で決まると厳しく指導。

しかし、やはり軽さの残る少年の姿に、この少年の中には、バイクがあちこちに置いてあるから、盗んだという話を周りで良く聞くから、だからそんなに悪いことではないというストーリーがあったのだろうとまじまじと少年の顔を見つめた。

自らの行いが間違っていると厳しく指摘されるまで、長年に亘り自己正当化事由に身を委ねているのだから、逮捕・勾留されたからと言って、どのように心からの反省をして良いのか分からないのも無理はない。

他人からは、どう見てもわがまま一杯であっても、その言動を振る舞う当人には当人なりの理屈があるのである。人間誰しも自分のしていることの自己正当化事由を持っているものなのだろうと、鑑別所からの帰り、物思いに沈んだ。

同日午後5時ころ、意見書に雇主からの嘆願書を添えて家裁宛に FAX したが、このままでは、やはり心残りになりそうだと思い直して、雇主に電話をしたところ、審判への出席が可能であるという返事、その電話で雇主が信頼できる人物だとの感触も得た。

審判開始。裁判官が、開口一番、「君は鑑別所での態度が悪かったようだね。どうしてきちんとした態度がとれなかったんだね。」と穏やかながら厳しい口調で質問を始めた。

私は、じっと下を向いて、少年が厳粛な気持ちで裁判官の質問に答えてくれるよう祈った。

少年は、今までとは格段と違う真面目な態度で自分なりの答えを出していた。

裁判官が「どうして今のような態度で鑑別所での生活や調査官の調査に望めなかったんだね。」と質問すると「ついつい甘えが出て。」と答える少年。

良かった、何とかなるかも。

続いて、雇主の話。雇主は、日頃の少年の真面目さや礼儀正しさを具体的に話し、是非仕事を続けさせたい、今回は私に任せて欲しいと説得力のある言葉で嘆願をした。

審判言渡。裁判官は、少年院に送ることもできるが、雇主の方もしっかりしておられるし、付添人からも色々と指導を受けているようですので、もう一度だけチャンスを与えますと丁寧にこれからの心構えを含めた暖かい言葉を掛けた。

審判終了。裁判官退席後、調査官は、雇主の方に宜しくお伝え下さい、雇主の話があったからこそその処分ですと深々と頭を下げて出て行かれた。

廊下で少年を待つ間、両親はうれしさに涙を流していたが、その日、両親に同伴してきた25歳の次姉が、少年の審判が終わる前に、他の審判が終って、出てきた別の少年がおいおい泣いていたが、弟も泣いて出てくるのでしょうかと言うので、たぶん泣いてないと思いますよと答えた。

やはり、出てきた少年は泣いていなかった。しかし、にこにこしながら、「頑張ります。」と胸を張った。さわやかな笑顔だった。

「頑張ります。」の言葉とこの笑顔を信じたいと思った。

6 雨上がりには虹を

家裁から薬院の事務所までの帰り道、お堀端の歩道を抜け、裁判所に立ち寄って八部咲きの梅を鑑賞し、20分の道のりを軽やかに歩いた。

この事件で、裁判官面会をしなかったのは、ただの手抜きではないことを付記したい。私も弁護士業が15年ほどになり、様々の事件に出会い、基本的には少年院には行かない方がよいとは思いますが、未熟な少年たちの中には、保護観察処分では、悪いことをしたという自覚が持てず、自分のしたことを許されたとどこかで思う場合もあるように思う。成人になって、窃盗事件を起こす者の中には、少年時代の付和雷同型の窃盗で処分を受けなかったことが規範意識の低下を招いたのではないかと思われる事件もあった。

今回のこの少年についても、調査官の「危機感がない。」という意見が十分に理解できる程度に、少年は軽かった。自分が心から思えないことを、裁判官に、是非保護観察になどと通り一遍のお願いはできなかった。

少年にとって最も良き結果になると信じて、審判に望んだが、それで正解だったと思う。

頑張りますと言った少年の笑顔が印象的な事件だった。

ストレスの固まりのような生活の中で、心にゆとりを持ちたいと最近強く思います。一つの物事に、一つの結果に拘れば大切なものを見失います。

雨の日も、雨上がりの空を鮮やかに彩る虹を見上げるゆとりを持っていたいと思います。